

「不在村農地所有の管理実態に関する調査」
(概要)

平成19年3月

全国農業会議所

目 次

はじめに	1
I. 調査方法等	2
1. 調査目的	
2. 調査方法	
3. 調査内容	
4. 集計方法等	
II. 調査結果の概要	3
1. 不在村農地所有が引き起こしている問題について	4
2. 不在村農地所有を把握するための取り組み・方法について	7
3. 不在村農地所有対策について	11
(参考)不在村農地所有の管理実態に関する調査 アンケート用紙	14

はじめに

本調査は、地域の農地の保全と効率的な農地利用に資する観点から、相続により取得した不在村農地所有者の農地管理の実態と意向及び農業委員会の対応状況を把握するとともに、農地相続と経営継承及び担い手への農地利用集積の課題等を整理することを目的に実施したものである。

本調査結果が、今後の農業委員会における不在村農地所有の農地管理体制の確立等にご活用いただければ幸いである。

なお、今回の調査実施に当たり、市町村農業委員会に全面的にご協力いただいた。ここで改めて調査にご協力いただいた農業委員会事務局の方々に深く感謝するとともに、心より厚く御礼申し上げる次第である。

平成19年3月

全国農業会議所

I. 調査方法等

1. 調査目的

本調査は、地域の農地の保全と効率的な農地利用に資する観点から、相続により取得した不在村農地所有者の農地管理の実態と意向及び農業委員会の対応状況を把握するとともに、農地相続と経営継承及び担い手への農地利用集積の課題等を整理することを目的に実施した。

2. 調査方法

平成18年12月末日現在の全国1,844農業委員会を対象に、都道府県農業会議の協力を得て調査票を配布・回収して行った。

3. 調査内容

- I 不在村農地所有が引き起こしている問題について
- II 不在村農地所有を把握するための取り組み・方法について
- III 不在村農地所有対策について

4. 集計方法等

1,844農業委員会のうち回答のあった1,397委員会のデータについて、外部業者に入力・集計作業を委託し、各設問毎に集計・分析を行った。

また、集計は北海道を別区分とせずに行っている。そのためか回答の分布から判断して「面積」の平均値が高くなっていることに留意されたい（回答者が単位を誤って認識した影響も大きい）。

なお、データのクリーニング方法は以下のとおりである。

【データクリーニング方法】

- ①回答ロジックにおける分岐は、次の方法でクリーニングする
 - ・回答者限定設問側に、解答が存在する場合で、分岐設問側に解答がない場合は、分岐設問側にON
 - ・回答者限定設問側に、解答が存在せず、分岐設問側だけに解答がある場合は、限定設問側だけを無回答とする
- ②数量回答で、数量にレンジがみられる場合は、集計時に中間値を採用する

II. 調査結果の概要

今回の実態調査は、全国1,844農業委員会のうち1,397委員会から回答をいただき、回収率は75.8%となっている。都道府県別の集計農業委員会数は表0-1の通りである。

表0-1

	調査対象 農業委員会 数	回答 農業委員会 数	回答率(%)		調査対象 農業委員会 数	回答 農業委員会 数	回答率(%)
北海道	176	111	63.1	近畿	206	157	76.2
東北	234	191	81.6	滋賀	26	21	80.8
青森	40	35	87.5	京都	29	24	82.8
岩手	35	32	91.4	大阪	43	33	76.7
宮城	37	29	78.4	兵庫	40	33	82.5
秋田	26	24	92.3	奈良	38	25	65.8
山形	35	34	97.1	和歌山	30	21	70.0
福島	61	37	60.7	中国	115	80	69.6
関東	360	236	65.6	鳥取	19	13	68.4
茨城	44	23	52.3	島根	21	13	61.9
栃木	33	27	81.8	岡山	29	17	58.6
群馬	49	40	81.6	広島	23	14	60.9
埼玉	71	37	52.1	山口	23	23	100.0
千葉	55	51	92.7	四国	95	68	71.6
東京	45	8	17.8	徳島	24	14	58.3
神奈川	35	24	68.6	香川	17	14	82.4
山梨	28	26	92.9	愛媛	20	17	85.0
東海	182	151	83.0	高知	34	23	67.6
岐阜	45	39	86.7	九州	265	238	89.8
静岡	45	41	91.1	福岡	70	63	90.0
愛知	63	61	96.8	佐賀	23	22	95.7
三重	29	10	34.5	長崎	23	23	100.0
北信越	172	135	78.5	熊本	48	47	97.9
新潟	40	30	75.0	大分	18	18	100.0
富山	15	13	86.7	宮崎	33	26	78.8
石川	19	16	84.2	鹿児島	50	39	78.0
福井	17	10	58.8	沖縄	39	30	76.9
長野	81	66	81.5	全国	1844	1397	75.8

I 不在村農地所有が引き起こしている問題について

1. 耕作放棄地・遊休農地面積について

管内の耕作放棄地・遊休農地面積は、田、畑は「～20ha」が最多く、それぞれ618農委（44.2%）、599農委（42.9%）となっている。また、樹園地、採草放牧地においては「不明・無回答」に次いで「～20ha」が多く、それぞれ457農委（32.7%）、373農委（26.7%）となっている（表1-1-1）。そのうち不在村者が所有する農地の面積は表1-1-2のようになっている。

表1-1-1 管内の耕作放棄地・遊休農地面積

面積（ヘクタール）	～20	21～50	51～100	101～200	201～	不明・無回答	計	平均
田	回答農委数	618	227	142	89	97	224	1397
	回答比率(%)	44.2	16.2	10.2	6.4	6.9	16.0	100.0
畑	回答農委数	599	205	160	107	96	230	1397
	回答比率(%)	42.9	14.7	11.5	7.7	6.9	16.5	100.0
樹園地	回答農委数	457	52	43	23	21	801	1397
	回答比率(%)	32.7	3.7	3.1	1.6	1.5	57.3	100.0
採草地	回答農委数	373	19	4	3	3	995	1397
	回答比率(%)	26.7	1.4	0.3	0.2	0.2	71.2	100.0

表1-1-2 不在村者が所有する耕作放棄地・遊休農地面積

面積（ヘクタール）	～10	11～20	21～50	51～100	101～	不明・無回答	計	平均
田	回答農委数	802	92	96	42	38	327	1397
	回答比率(%)	57.4	6.6	6.9	3.0	2.7	23.4	100.0
畑	回答農委数	759	100	102	52	29	355	1397
	回答比率(%)	54.3	7.2	7.3	3.7	2.1	25.4	100.0
樹園地	回答農委数	432	9	22	9	7	918	1397
	回答比率(%)	30.9	0.6	1.6	0.6	0.5	65.7	100.0
採草地	回答農委数	343	5	9	1	2	1037	1397
	回答比率(%)	24.6	0.4	0.6	0.1	0.1	74.2	100.0

それほど条件が悪くないにもかかわらず耕作放棄されている農地面積については、

表1-1-3のようになっている。

田と畑においては「～10ha」が最多く、それぞれ687農委（49.2%）、646農委（46.2%）となっている。また、樹園地と採草放牧地においては「不明・無回答」に次いで「～10ha」が多く、それぞれ398農委（28.5%）、337農委（24.1%）となっている。

また、それほど条件が悪くないにもかかわらず耕作放棄されている農地のうち、不在村者が所有する農地については、田と畑では「～5ha」が最多く、それぞれ787農委（56.3%）、681農委（48.7%）となっている。また、樹園地と採草放牧地においては「不明・無回答」に次いで「～5ha」が多く、それぞれ379農委（27.1%）、308農委（22.0%）となっている（表1-1-4）。

表1-1-3 「それほど条件が悪くない」にもかかわらず耕作放棄されている農地面積

面積（ヘクタール）	~10	11~20	21~50	51~100	101~	不明・無回答	計	平均
田	回答農委数 687	131	125	56	41	357	1397	31.2
	回答比率(%) 49.2	9.4	8.9	4.0	2.9	25.6	100.0	
畠	回答農委数 646	105	123	55	51	417	1397	25.4
	回答比率(%) 46.2	7.5	8.8	3.9	3.7	29.8	100.0	
樹園地	回答農委数 398	26	21	11	10	931	1397	13.0
	回答比率(%) 28.5	1.9	1.5	0.8	0.7	66.6	100.0	
採草地	回答農委数 337	11	3	2	1	1043	1397	1.8
	回答比率(%) 24.1	0.8	0.2	0.1	0.1	74.7	100.0	

表1-1-4 不在村者が所有する「それほど条件が悪くない」にもかかわらず耕作放棄されている農地面積

面積（ヘクタール）	~5	6~15	16~30	31~50	51~	不明・無回答	計	平均
田	回答農委数 787	86	29	10	17	468	1397	10.4
	回答比率(%) 56.3	6.2	2.1	0.7	1.2	33.5	100.0	
畠	回答農委数 681	105	50	16	11	534	1397	5.2
	回答比率(%) 48.7	7.5	3.6	1.1	0.8	38.2	100.0	
樹園地	回答農委数 379	22	7	2	2	985	1397	2.2
	回答比率(%) 27.1	1.6	0.5	0.1	0.1	70.5	100.0	
採草地	回答農委数 308	5	4	1	0	1079	1397	0.6
	回答比率(%) 22.0	0.4	0.3	0.1	0.0	77.2	100.0	

2. 利用権設定について

農地を不在村者が所有していたため、利用権を設定することができなかったケースの有無について、「ある」が311農委（22.3%）、「ない」が1,072農委（76.7%）となっている（表1-2-1）。このうち「ある」と回答した農業委員会におけるその原因は、「相続登記がされていないため、権利関係者の数が多くて同意を集められなかった」が最も多く168農委（54.0%）となっている（表1-2-2）。

表1-2-1 不在村農地所有により利用権を設定できなかったケースの有無

	ある	ない	不明・無回答	計
回答農委数	311	1072	14	1397
回答比率(%)	22.3	76.7	1.0	100.0

表1-2-2 利用権を設定できなかった原因（複数回答）

	不在村農地所有者に住所等が不明で連絡をとることができなかつた	相続登記がされていないため、権利関係者の数が多くて同意を集められなかつた	連絡をとることができたが、不在村農地所有者の同意を得ることができなかつた	その他	不明・無回答	計
回答農委数	158	168	100	26	2	311
回答比率(%)	50.8	54.0	32.2	8.4	0.6	100.0

利用権を設定していた農地が、地主の死亡によって不在村者の所有となつたため、引き続いて利用権を設定できなくなつたケースの有無については、「ある」が189農委(13.5%)、「ない」が1,191農委(85.3%)となっている(表1-2-3)。このうち、「ある」と回答した農業委員会における過去10年間の合計件数は、「5件程度」が最も多く65農委(34.4%)となっている(表1-2-4)。

表1-2-3 利用権を設定していた農地が、地主の死亡によって不在村者の所有となつたため、引き続いて利用権を設定できなくなつたようなケースの有無

	ある	ない	不明・無回答	計
回答農委数	189	1191	17	1397
回答比率(%)	13.5	85.3	1.2	100.0

表1-2-4 利用権を設定できなかつたケースの合計件数(過去10年間)

	1~2件程度	5件程度	10件程度	20件以上	不明・無回答	計
回答農委数	63	65	33	25	3	189
回答比率(%)	33.3	34.4	17.5	13.2	1.6	100.0

3. 不在村者が所有する農地の存在による中山間地域等直接支払制度への影響について

中山間地域等直接支払制度で集落協定を締結した際に、不在村者が所有する農地が対象地の中にあり問題となつたことの有無については、「問題にはならなかつた」が695農委(49.7%)、「問題となつた」が85農委(6.1%)となっている(表1-3-1)。このうち、「問題となつた」農業委員会におけるその具体的な内容は、「不在村農地所有者の同意を得ることができず協定団地を縮小した(作れなかつた)」が最も多く62農委(72.9%)となっている(表1-3-2)。

表1-3-1 中山間地域等直接支払制度で集落協定を締結した際に不在村者が所有する農地が対象地の中にあり、問題となつたことの有無

	問題となつた	問題にはならなかつた	管内に集落協定はない	不明・無回答	計
回答農委数	85	695	484	133	1397
回答比率(%)	6.1	49.7	34.6	9.5	100.0

表1-3-2 「問題となつた」内容(複数回答)

不在村農地所有者の同意を得ことができず協定団地を縮小した(作れなかつた)	小作料の折り合いがつかず協定団地を縮小した(作れなかつた)	不在村農地所有者の行方が分からず協定団地を縮小した(作れなかつた)	協定締結予定期に不在村農地所有者が多かつたため共同による取り組みができなかつた	その他	不明・無回答	計
回答農委数	62	5	21	6	11	0
回答比率(%)	72.9	5.9	24.7	7.1	12.9	0.0
						85
						100.0

4. 不在村者の所有する農地の存在による土地改良事業および公共買収計画への影響について

土地改良事業を実施しようとした際、不在村者が所有する農地の存在が原因となって合意形成に至らなかったケースの有無について、「あった」が96農委（6.9%）、「なかった」が1,249農委（89.4%）となっている（表1-4）。

また、公共買収対象農地のなかに不在村者が所有する農地があったため、計画を変更したなどの問題が生じたケースの有無については、「あった」が115農委（8.2%）、「なかった」が1,231農委（88.1%）となっている（表1-5）。

表1-4 土地改良事業を実施しようとして不在村者が所有する農地の存在が原因となって合意形成に至らなかったケースの有無

	あった	なかった	不明・無回答	計
回答農委数	96	1249	52	1397
回答比率(%)	6.9	89.4	3.7	100.0

表1-5 公共買収対象農地のなかに不在村者が所有する農地があつたため計画を変更したなどの問題が生じたケースの有無

	あった	なかった	不明・無回答	計
回答農委数	115	1231	51	1397
回答比率(%)	8.2	88.1	3.7	100.0

II 不在村農地所有を把握するための取り組み・方法について

1. 不在村農地所有者からの相談等の受付け

不在村農地所有者から農地の管理・処分について相談や問い合わせを受けたことの有無については、「ある」が666農委（47.7%）、「ない」が708農委（50.7%）となっている（表2-1-1）。このうち「ある」と回答した農業委員会における相談・問い合わせの件数は「～5件」が最も多く418農委（29.9%）となっている（表2-1-1-a）。

表2-1-1 不在村農地所有者からの相談・問い合わせの有無

	ある	ない	不明・無回答	計
回答農委数	666	708	23	1397
回答比率(%)	47.7	50.7	1.6	100.0

表2-1-1-a 不在村農地所有者からの相談・問い合わせの件数

	～5	6～10	11～20	21～30	31～	不明・無回答	計	平均
回答農委数	418	80	13	3	5	878	1397	4.9
回答比率(%)	29.9	5.7	0.9	0.2	0.4	62.8	100.0	

また、「不在村農地所有者からの農地の管理・処分について相談にのります」といった広報（ホームページへの掲載含む）の発出状況については、「出している（出したことがある）」が45農委（3.2%）、「出していない」が1,334農委（95.5%）となっている（表2-1-2）。

表2-1-2 不在村農地所有者からの相談受付の広報の発出状況

	出している (出した ことがあ る)	出してい ない	不明・ 無回答	計
回答農委数	45	1334	18	1397
回答比率(%)	3.2	95.5	1.3	100.0

2. 不在村農地所有者を管理するための情報の入手について

農業委員会として不在村農地所有者を把握するために必要な情報は、「不在村農地所有者の住所」が1,199農委（85.8%）で最も多く、次いで「不在村農地所有者の氏名」が1,182農委（84.6%）、「不在村者所有農地の地番」が1,130農委（80.9%）の順となっている（表2-2-1）。

また、必要な情報の入手先については、全ての情報において「資産税課」が最も高い割合を占めている（表2-2-2-a～f）。

表2-2-1 不在村農地所有者を把握するために必要な情報(複数回答)

	不在村 農地所 有者の氏 名	不在村 農地所 有者の住 所	不在村 者所有 農地の地 番	登記地 目	現況地 目(固定 資産税 課税状 況)	その他	不明・ 無回答	計
回答農委数	1182	1199	1130	1062	1065	72	132	1397
回答比率(%)	84.6	85.8	80.9	76.0	76.2	5.2	9.4	100.0

表2-2-2-a 情報の入手先(不在村農地所有者の氏名)(複数回答)

	住民課	資産税 課	自治会・ 町内会	法務局	その他	不明・ 無回答	計
回答農委数	360	898	60	151	66	24	1182
回答比率(%)	30.5	76.0	5.1	12.8	5.6	2.0	100.0

表2-2-2-b 情報の入手先(不在村農地所有者の住所)(複数回答)

	住民課	資産税 課	自治会・ 町内会	法務局	その他	不明・ 無回答	計
回答農委数	450	878	54	143	68	25	1199
回答比率(%)	37.5	73.2	4.5	11.9	5.7	2.1	100.0

表2-2-2-c 情報の入手先(不在村者所有農地の地番)(複数回答)

	住民課	資産税 課	自治会・ 町内会	法務局	その他	不明・ 無回答	計
回答農委数	65	990	19	166	73	21	1129
回答比率(%)	5.8	87.7	1.7	14.7	6.5	1.9	100.0

表2-2-2-d 情報の入手先(不在村者所有農地の登記地目)(複数回答)

	住民課	資産税課	自治会・町内会	法務局	その他	不明・無回答	計
回答農委数	30	860	7	288	47	20	1062
回答比率(%)	2.8	81.0	0.7	27.1	4.4	1.9	100.0

表2-2-2-e 情報の入手先(不在村者所有農地の現況地目)(複数回答)

	住民課	資産税課	自治会・町内会	法務局	その他	不明・無回答	計
回答農委数	28	972	11	19	86	24	1065
回答比率(%)	2.6	91.3	1.0	1.8	8.1	2.3	100.0

表2-2-2-f 情報の入手先(その他)(複数回答)

	住民課	資産税課	自治会・町内会	法務局	その他	不明・無回答	計
回答農委数	12	22	5	10	14	21	72
回答比率(%)	16.7	30.6	6.9	13.9	19.4	29.2	100.0

3. 不在村農地所有に関する情報の管理と活用について

不在村者が所有する農地に関する情報の管理方法について、「農地基本台帳で管理している」が848農委（60.7%）で最も多くなっている。また、「管理していない」は372農委（26.6%）となっている（表2-3-1）。

表2-3-1 不在村農地所有に関する情報の管理方法

	農地基本台帳で管理している	不在村農地専用台帳等を作つて管理している	固定資産税課税台帳(名寄せ)等、他の部局がつくった台帳で管理している	その他	管理していない	不明・無回答	計
回答農委数	848	59	132	56	372	26	1397
回答比率(%)	60.7	4.2	9.4	4.0	26.6	1.9	100.0

また、不在村農地所有に関する情報を「管理している」農業委員会において、管理している人数は「101～500人」が269農委（26.2%）、筆数は「1,001～3,000筆」が192農委（18.7%）、面積は「5,001a～」が401農委（39.1%）と「不明・無回答」を除いてそれぞれ最も高くなっている（表2-3-2）。

また、不在村者所有農地の整備状況は、「4分の3以上整備されている」が213農委（20.8%）、「半分くらいは整備されている」が168農委（16.4%）であるのに対し、「ほとんど整備されていない」が157農委（15.3%）となっている（表2-3-2-a）。

表2-3-2 不在村農地所有の人数、面積

(人数)	～100	101～500	501～1000	1001～3000	3001～	不明・無回答	計	平均
回答農委数	210	269	132	89	19	306	1025	595.7
回答比率(%)	20.5	26.2	12.9	8.7	1.9	29.9	100.0	
(筆数)	～100	101～500	501～1000	1001～3000	3001～	不明・無回答	計	平均
回答農委数	105	149	102	192	126	351	1025	2314.0
回答比率(%)	10.2	14.6	9.9	18.7	12.3	34.2	100.0	
(アール)	～500	501～1000	1001～3000	3001～5000	5001～	不明・無回答	計	平均
回答農委数	135	48	91	55	401	295	1025	27482.7
回答比率(%)	13.2	4.7	8.9	5.4	39.1	28.8	100.0	

表2-3-2-a 不在村者所有農地の整備状況

	ほとんど整備されていない	4分の1くらいは整備されている	半分くらいは整備されている	4分の3以上整備されている	分からない	無回答	計
回答農委数	157	83	168	213	262	142	1025
回答比率(%)	15.3	8.1	16.4	20.8	25.6	13.9	100.0

不在村農地所有に関する情報を活用した不在村農地所有者への連絡状況については、「特別な活動はしていない」が848農委（82.7%）で最も多くなっている。また、何らかの活動をしている場合においては、「ハガキ・電話による啓発と意向確認をしている」が93農委（9.1%）と最も多くなっている（表2-3-3）。

表2-3-3 不在村農地所有者に対する連絡状況

	特別な活動はしていない	ハガキ・電話による啓発と意向確認をしている	農地活用相談会などを開催している	不在村農地所有者のところへ出向いて直接面談による話し合いをしている	その他	不明・無回答	計
回答農委数	848	93	11	11	83	11	1025
回答比率(%)	82.7	9.1	1.1	1.1	8.1	1.1	100.0

また、不在村農地所有者に対する連絡等の結果、遊休農地の解消につながった又は担い手への利用集積に結び付くなどして利用状況が改善された過去10年間の実績は、人数が「～5人」で154農委（15.0%）、筆数が「～10筆」で128農委（12.5%）、面積が「～50a」で111農委（10.8%）となっている（表2-3-4）。

表2-3-4 農地の利用状況の改善件数(過去10年間)

(人数)	~5	6~15	16~30	31~50	51~	不明・無回答	計	平均
回答農委数	154	32	20	10	13	796	1025	
回答比率(%)	15.0	3.1	2.0	1.0	1.3	77.7	100.0	16.0
(筆数)	~10	11~50	51~100	101~200	201~	不明・無回答	計	平均
回答農委数	128	53	14	7	6	817	1025	
回答比率(%)	12.5	5.2	1.4	0.7	0.6	79.7	100.0	32.1
(アール)	~50	51~100	101~300	301~500	501~	不明・無回答	計	平均
回答農委数	111	25	31	8	37	813	1025	
回答比率(%)	10.8	2.4	3.0	0.8	3.6	79.3	100.0	1804.5

III 不在村農地所有対策について

1. 今後の不在村農地所有者数の推移予測について

今後の不在村農地所有者数の推移予測については、「増えると思う」が1,204農委(86.2%)、「増えるとは思わない」が183農委(13.1%)となっている(表3-1)。

また、「増えると思う」と回答した農業委員会におけるその要因では、「在村者の死亡に伴う相続により、既に他出していた子どもが不在村農地所有者となる」が981農委(81.5%)で最も多く、次いで「遺産分割に伴う農地の分割によって不在村農地所有者が発生する(後継ぎ以外への相続)」が167農委(13.9%)となっている(表3-2)。

表3-1 今後の不在村農地所有者数の推移予測

	増えると思う	増えるとは思わない	不明・無回答	計
回答農委数	1204	183	10	1397
回答比率(%)	86.2	13.1	0.7	100.0

表3-2 不在村農地所有者の増加の要因

	在村者の死亡に伴う相続により、既に他出していた子どもが不在村農地所有者となる	在村者が他出することで不在村農地所有者となる	遺産分割に伴う農地の分割によって不在村農地所有者が発生する(後継ぎ以外への相続)	代替地購入等によって不在村農地所有者が発生する	その他	不明・無回答	計
回答農委数	981	43	167	3	3	7	1204
回答比率(%)	81.5	3.6	13.9	0.2	0.2	0.6	100.0

管内にある不在村者が所有する農地で、借り手が見つかりそうな農地の割合については、「借り手がみつからないような農地がほとんどである」が435農委（31.1%）で最も多くなっており、次いで、「借り手が見つからないような農地は4分の1くらいである」が267農委（19.1%）、「借り手が見つからないような農地が半分くらいある」が266農委（19.0%）となっている（表3-3）。

また、仮に不在村者が所有する農地に借り手が見つかった場合の10アール当たりの小作料は、「1万円前後」が552農委（39.5%）で最も多く、次いで「無料」が237農委（17.0%）、「5千円前後」が179農委（12.8%）となっている（表3-4）。

表3-3 借り手の見つかる不在村者所有農地の割合

	借り手が見つからないような農地がほとんどである	借り手が見つからないような農地が4分の3くらいである	借り手が見つからないような農地が半分くらいある	借り手が見つからないような農地は4分の1くらいである	その他	不明・無回答	計
回答農委数	435	174	266	267	187	68	1397
回答比率(%)	31.1	12.5	19.0	19.1	13.4	4.9	100.0

表3-4 借り手が見つかった場合の小作料(10a当たり)

	2万円以上	1万5千円以上	1万円前後	5千円前後	3千円前後	無料	地主が管理料を支払わなくてはならない	不明・無回答	計
回答農委数	67	159	552	179	100	237	33	70	1397
回答比率(%)	4.8	11.4	39.5	12.8	7.2	17.0	2.4	5.0	100.0

不在村者が所有する農地を農地保有合理化法人（都道府県農業公社等）が信託を受けて管理できる可能性の有無については、「あると思う」が411農委（29.4%）、「ないと思う」が957農委（68.5%）となっている（表3-5）。

表3-5 農地保有合理化法人(都道府県公社等)が信託を受けて管理できる可能性

	あると思う	ないと思う	不明・無回答	計
回答農委数	411	957	29	1397
回答比率(%)	29.4	68.5	2.1	100.0

農業経営基盤強化促進法の改正によって、不在村者が所有する農地が遊休化している場合は公示をもって草刈などの代執行が可能（市町村基本構想で「要活用農地」と位置付けられ、かつ「特定遊休農地」に限る）となっている。この制度を活用して遊休化している不在村者が所有する農地を管理できる可能性の有無については、「可能性はない」が1,116農委（79.9%）、「可能性はある」は246農委（17.6%）となっている（表3-6）。このうち「可能性はない」と回答した農業委員会におけるその理由とし

では、「代執行にかかる費用負担ができない」が626農委（56.1%）で最も多くなっており、次いで「代執行したとしても不在村農地所有者から費用を徴収できない」が590農委（52.9%）、「代執行をする人手がない」が482農委（43.2%）となっている（表3-7）。

表3-6 農業経営基盤強化促進法第27条の制度を活用した不在村者所有農地の管理の可能性

	可能性はある	可能性はない	不明・無回答	計
回答農委数	246	1116	35	1397
回答比率(%)	17.6	79.9	2.5	100.0

表3-7 農業経営基盤強化促進法第27条の制度を活用した不在村者所有農地の管理の可能性が無い理由(複数回答)

	代執行をする人手がない	代執行したとしても不在村農地所有者から費用を徴収できない	代執行にかかる費用負担ができない	財産権の侵害にあたる可能性が否定できないので踏み切れない	その他	不明・無回答	計
回答農委数	482	590	626	432	114	9	1116
回答比率(%)	43.2	52.9	56.1	38.7	10.2	0.8	100.0

農業委員会における「不在村農地所有の管理実態に関する調査」 アンケート用紙

平成19年1月
都道府県農業会議
全国農業会議所

農業をめぐる情勢の厳しさ並びに少子高齢化社会、更には人口減少の時代に入り、今後不在村者が所有する農地が増加し、地域の農地利用・資源管理の上で大きな課題となることが危惧されております。しかしながら、農業委員会はもとより他の機関・団体においても不在村農地所有の情報管理は必ずしも完全ではありません。

そこで、全市町村農業委員会における不在村農地所有の管理実態の状況を把握することにより、今後の制度・体制等の整備・改善に向けた取り組みに資して参りたいと存じます。

ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

都・道 府・県	市・町 村	農業委員会
------------	----------	-------

I 不在村農地所有が引き起こしている問題について

1. 耕作放棄地・遊休農地問題について

(1) 貴農業委員会の管内に耕作放棄地・遊休農地はどれだけありますか。地目別におおまかな数字を記入してください（おおよその推測で構いません）。

	田	畠	樹園地	採草地
面積 (ha)	ha	ha	ha	ha

(2) (1) のうち、不在村者が所有する農地はどれくらいになると思われますか。地目別におおまかな数字を記入してください（おおよその推測で構いません）。

	田	畠	樹園地	採草地
面積 (ha)	ha	ha	ha	ha

(3) 貴農業委員会の管内にある耕作放棄地・遊休農地のうち、それほど条件が悪くないにも関わらず耕作放棄されている農地（要活用農地と考えて下さい）はどれくらいあると思われますか。地目別におおまかな数字を記入してください（およその数値で構いません。基本構想で要活用農地を設定している場合はその数字を記入願います。）。

	田	畠	樹園地	採草地
面積 (ha)	ha	ha	ha	ha

(4) (3) のうち、不在村者が所有する農地はどれくらいになると思われますか。地目別におおまかな数字を記入してください（およその推測で構いません）。

	田	畠	樹園地	採草地
面積 (ha)	ha	ha	ha	ha

2. 利用権設定について

(1) これまでに、農地を不在村者が所有していたため、利用権を設定することができなかったケースはありましたか。いずれかに○をつけてください。

a	ある
b	ない

(2) (1) で「a ある」に○をつけられた農業委員会におたずねします。利用権を設定できなかった原因は何ですか。該当するものすべてに○をつけてください。

a	不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかった
b	相続登記がされていないため、権利関係者の数が多くて同意を集められなかった
c	連絡をとることができたが、不在村農地所有者の同意を得ることができなかった
d	その他 []

(3) 利用権を設定していた農地が、地主の死亡によって不在村者の所有となったため、引き続いて利用権を設定できなくなったようなケースはありますか。いずれかに○をつけてください。

a	ある
b	ない

(4) (3) で「a ある」に○をつけられた農業委員会におたずねします。(3) のような理由で利用権を設定できなかったケースはおおむね過去10年間で合計何件くらいありますか。最も近いものいずれか1つに○をつけてください。

a	1～2件程度
b	5件程度
c	10件程度
d	20件以上

3. 中山間地域等直接支払制度で集落協定を締結した際に不在村者が所有する農地が対象地の中にあり、問題となったことがありますか。いずれかに○をつけてください（「a 問題となった」を選んだ場合、その具体的な内容についても選択肢がありますので、当てはまるもの全てに○をつけてください）。

a	問題となった
	① 不在村農地所有者の同意を得ることができず協定団地を縮小した（作れなかった）
	② 小作料の折り合いがつかず協定団地を縮小した（作れなかった）
	③ 不在村農地所有者の行方が分からず協定団地を縮小した（作れなかった）
	④ 協定締結予定地に不在村農地所有者が多かったため共同による取り組みができなかった
	⑤ その他
b	問題にはならなかった
c	管内に集落協定はない

4. 土地改良事業を実施しようとして不在村者が所有する農地の存在が原因となって合意形成に至らなかったことがありましたか。いずれかに○をつけてください。

a	ある
b	ない

5. 公共買収対象農地のなかに不在村者が所有する農地があったため計画を変更したなどの問題が生じたことがありますか。いずれかに○をつけてください。

a	ある
b	ない

II 不在村農地所有を把握するための取り組み・方法について

1. 不在村農地所有者からの相談等の受け付け

(1) 貴農業委員会では、これまでに不在村農地所有者から農地の管理・処分について相談や問い合わせを受けたことがありますか。いずれかに○をつけてください。

a	ある
	①これまでに何件くらいありましたか () 件 ②その具体的な相談・問い合わせの内容を教えてください
b	ない

(2) 貴農業委員会では「不在村農地所有者からの農地の管理・処分について相談にのります」といった広報を出したりしていますか(ホームページへの掲載も含みます)。

a	出している(出したことがある)
b	出していない

2. 不在村農地所有者を管理するための情報の入手について

(1) 農業委員会として不在村農地所有者を把握するために必要な情報は次のうちどれですか。該当するものすべてに○をつけてください。また、その情報をどこから得ているのか(得られるのか)入手先の部署等で当てはまるもの全てのアルファベットを下の入手先の部署名等の欄から選び〔 〕内に記入してください。

	《必要な情報》	→	《入手先》
a	不在村農地所有者の氏名	→	[]
b	不在村農地所有者の住所	→	[]
c	不在村者所有農地の地番	→	[]
d	登記地目	→	[]
e	現況地目(固定資産税課税状況)	→	[]
f	その他	→	[]

《入手先の部署名等》

- (A. 住民課 B. 資産税課 C. 自治会・町内会 D. 法務局 E. その他)

3. 不在村農地所有に関する情報の管理と活用について

(1) 貴農業委員会では、不在村者が所有する農地に関する情報をどのように管理していますか。該当するもの全てに○をつけてください。また、「e 管理していない」に○をされた場合はその理由を記入してください。

a	農地基本台帳で管理している
b	不在村農地所有専用台帳等を作って管理している
c	固定資産税課税台帳（名寄せ）等、他の部局がつくった台帳で管理している
d	その他 〔 〕
e	管理していない 〔 理由： 〕

(2) (1) で「a～d」に○をつけられた農業委員会におたずねします。その台帳等に基づいて不在村農地所有のおおよその人数、筆数、面積、農地の整備状況（圃場整備が行われているかどうかで判断してください）を記入してください。なお、農地の整備状況については下の農地の整備状況の欄から最もあてはまるものを1つ選びアルファベットを記入してください。

人数	筆数	面積	整備状況
人	筆	a	

《農地の整備状況》

- A. ほとんど整備されていない
- B. 4分の1くらいは整備されている
- C. 半分くらい整備されている
- D. 4分の3以上整備されている
- E. 分からない

(3) 貴農業委員会では、不在村農地所有に関する情報を活用して不在村農地所有者に連絡をとっていますか。該当するもの全てに○を付けてください。

a	特別な活動はしていない
b	ハガキ・電話による啓発と意向確認をしている
c	農地活用相談会などを開催している
d	不在村農地所有者のところへ出向いて直接面談による話し合いをしている
e	その他 〔 〕

(4) (3) の活動・対応の結果、遊休農地の解消につながった又は担い手への利用集積に結び付くなど利用状況が改善された実績は過去10年間でどのくらいありますか。

人数	筆数	面積
人	筆	a

III 不在村農地所有対策について

1. 今後、貴農業委員会の管内では不在村農地所有者は増えると思われますか。いずれかに○をつけてください。

a	増えると思う
b	増えるとは思わない

2. 1で「a 増えると思う」に○をつけられた農業委員会におたずねします。貴農業委員会の管内で不在村農地所有者が増える最大の要因は何ですか。該当するものいずれか1つ選んで○をつけてください。

a	在村者の死亡に伴う相続により、既に他出していた子どもが不在村農地所有者となる
b	在村者が他出することで不在村農地所有者となる
c	遺産分割に伴う農地の分割によって不在村農地所有者が発生する（後継ぎ以外への相続）
d	代替地購入等によって不在村農地所有者が発生する
e	その他 []

3. 貴農業委員会の管内にある不在村者が所有する農地で借り手が見つかる農地はどれくらいありますか。達観値で結構ですので最もあてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

a	借り手が見つからないような農地がほとんどである
b	借り手が見つからないような農地が4分の3くらいである
c	借り手が見つからないような農地が半分くらいある
d	借り手がつかないような農地は4分の1くらいである
e	その他 []

4. 仮に不在村者が所有する農地に借り手が見つかった場合、10aあたりの小作料はどれくらいになると思いますか。最も近いものを1つ選んで○を付けてください。

a	2万円以上
b	1万5千円以上
c	1万円前後
d	5千円前後
e	3千円前後
f	無料
g	地主が管理料を支払わなくてはならない

5. 不在村者が所有する農地を農地保有合理化法人（都道府県農業公社等）が信託を受けて管理できる可能性はあると思いますか。どちらかに○を付けてください（漠然とした印象で結構です）。

a	あると思う
b	ないと思う

6. 今回の農業経営基盤強化促進法の改正によって不在村者が所有する農地があっても、そこが遊休化している場合は公示をもって草刈などの代執行が可能（市町村基本構想で「要活用農地」と位置付けられた農地であり、かつ特定遊休農地に限る）となりました。貴農業委員会の管内では、この制度を活用して遊休化している不在村者が所有する農地を管理する可能性はありますか。どちらかに○を付けてください。

a	可能性はある
b	可能性はない

7. 6で「b 可能性はない」に○を付けた農業委員会におたずねします。その理由として該当するもの全てに○を付けてください。

a	代執行をする人手がない
b	代執行したとしても不在村農地所有者から費用を徴収できない
c	代執行にかかる費用負担ができない
d	財産権の侵害にあたる可能性が否定できないので踏み切れない
e	その他 []

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。